

令和7年2月7日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府入札監視等委員会
委員長 中瀬 哲史

意 見 書

令和6年12月27日付けで申立者 三井住友海上火災保険株式会社からなされた入札参加停止の措置期間の短縮を求める再苦情申立について、当委員会で審議した結果、下記のとおり意見を提出します。

記

1 再苦情申立者の住所氏名

住所 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
電話番号 03-3259-3111 (代表)
商号又は名称 三井住友海上火災保険株式会社
代表者氏名 代表取締役 船曳 真一郎

2 再苦情申立ての対象となる入札参加停止等

入札参加停止等措置日 令和6年11月11日
文書番号 契総第3522号

3 再苦情申立ての趣旨及び理由

別添 再苦情申立書のとおり

4 当委員会の審議結果

令和6年12月27日付け入札参加停止措置に係る苦情申立てに対する大阪府知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がない。

5 理由

(1) 本件再苦情の内容は、申立者が当該入札参加停止措置に対し苦情申立てをしたことについて、大阪府知事から入札参加停止措置の短縮は行わない旨の回答がなされたが、事実関係や申立者の対応を鑑みて、入札参加停止の措置の期間を2分の1に短縮する判断がされるべきと考え、本件再苦情申立てを行い、当該苦情申立てに対する回答書の再考を求めるといふものである。

(2) 申立書及び回答書から抽出される争点は、次のとおりである。

争点1 独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となった9件の事案のうち、8件の事案につき課徴金減免申請を実施していること、課徴金減免申請を行っていない1件の事案においても調査協力を行っていた事実及び他の地方公共団体において入札参加停止期間が減じられていることなどを総合的に考慮すれば、1件のみ課徴金減免申請を実施するに至らなかったとしても、大阪府入札参加停止要綱（以下「要綱」という。）第6条第9項を適用し、入札参加停止の措置の期間を2分の1に短縮する判断がされるべき。

争点2 独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となった9件の事案のうち、1件のみ課徴金減免申請を実施するに至らなかったとしても、当該1件を除く8事案について課徴金免除申請を実施していること及び当該1件においても調査協力を行っていた事実などを総合的に考慮すれば、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるものとして、要綱第6条第4項を適用し、入札参加停止の措置の期間を2分の1に短縮する判断がされるべき。

(3) これらについて、以下、苦情の申立ての判断に必要な範囲で、苦情申立ての理由の当否を検討する。

①争点1について

申立者は、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となった9件の事案のうち、1件を除く8事案について、いずれも課徴金減免申請を実施しており、当該1件についても公正取引委員会の調査に全面的に協力していることから、要綱第6条第9項に規定する「知事は、別表第八号に該当する入札参加停止業者について、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出（様式1）により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたときは、別表第八号に定める期間の1/2の期間に短縮する。（以下略。）」を適用し、入札参加停止の措置の期間を2分の1に短縮すべきと申立てをしている。

これは、同条項の趣旨として、公正取引委員会に課徴金減免申請を行うことで、独占禁止法違反事業者が公正取引委員会による事案の解明に自発的に協力しており、それによって独占禁止法上も課徴金の減免が認められることにも鑑みて、独占禁止法違反事業者について、独占禁止法上の課徴金減免と連動した恩恵を与えるということであり、また、単に調査協力をしたくないが故に減免申請をしなかったケースとは異なるものであることも勘案すべきと申立てをしている。

さらに、他の地方公共団体の同種事案において、入札参加停止期間が減じられていることが確認されていることも含め、総合的に考慮して判断すべきとしている。

これについて検討したところ、要綱第6条第9項において、入札参加停止期間の短縮は「課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき」と規定されている。また、独占禁止法に違反したとして公正取引委員会が行った排除措置命令および課徴金納付命令が複数の契約を対象とする場合であっても、それが一つの事件として公表され、同一のグループによってその行為が行われているとみなされる場合は、一つの事案として入札参加停止を措置することとしており、この場合にそれぞれの契約についての措置期間を合計するのではなく、それぞれの契約のうち最も長い措置期間を適用することとしているが、この取扱いについては合理性があり妥当である。

このことから、本件の対象となるそれぞれの契約について措置期間及び課徴金減免制度の適用の事実を検討し、最も長い措置期間を採用したことについては問題ない。

また、申立者は他の地方公共団体の同種事案において、入札参加停止期間が減じられていることが確認されていると申立てているが、入札参加停止措置は地方公共団体ごとに定めるものであり、大阪府が他の地方公共団体と取り扱いを同一にしなければならないことはない。

②争点2について

申立者は、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となった9件の事案のうち、1件を除く8事案について、いずれも課徴金減免申請を実施しており、当該1件についても公正取引委員会の調査に協力を行っていた事実などを総合的に考慮すれば、要綱第6条第4項に規定する「知事は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の1/2（略）まで短縮することがある。」を適用し、入札参加停止の措置の期間を2分の1に短縮すべきと申立てをしている。

これは、8事案について、いずれも課徴金減免申請を実施しており、当該1件についても公正取引委員会の調査に協力を行っていた事実などを総合的に考慮すれば、当該1件のみ課徴金減免申請を実施するに至らなかったとしても「入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由がある」としている。

これについて検討したところ、「①争点1について」でも記載したとおり、本件入札参加停止措置において、大阪府が9件の事案それぞれに措置期間の検討を行い、最も長い措置期間である6月を入札参加停止措置期間としたことは妥当である。加えて、本件について、申立者が課徴金の減免申請を実施しなかったことは、申立者の判断によるものであり、情状酌量すべき特別の事由があるとはいえないことから、要綱第6条第4項を適用しないことは問題ない。

(4) 以上によれば、苦情申立ての理由は容認できず、本件再苦情申立てには理由がない。

6 結 論

よって、当委員会は、当該苦情申立てに対する大阪府知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がないと判断するものである。